

業務委託仕様書

1 業務名称

大阪市立西淀川区民ホールにかかる低濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物等の収集運搬・処分業務委託

2 履行場所

施設名称：大阪市立西淀川区民ホール

所在地：大阪市西淀川区御幣島3丁目13番3号

3 履行期間

契約締結日～令和5年2月28日まで

4 業務概要

(1)業務の範囲

本市(以下「発注者」という。)が管理する施設(大阪市立西淀川区民ホール)から低濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物等(以下「低濃度PCB廃棄物等」という。)を収集し、受注者が所有する処理施設まで運搬後、処分(無害化処理)までの関係業務を行い、発注者に業務終了の報告を行うまでを範囲とする。

(2)法令遵守

- 1) 業務の遂行にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」昭和45年法律第137号(以下「廃掃法」という。)、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」、「低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン(焼却処理編)」、「微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドライン(洗浄処理編)」、その他関係法令等を遵守すること。また、万が一契約解除に至る事由が発生した場合における未処理の低濃度PCB廃棄物等の取扱いについては、上記法令等に基づき、別途発注者の指示により受注者が適正に処理及び保管等を行い、速やかに発注者に引き渡すものとする。
- 2) 受注者は収集運搬業務について、積替え保管は実施しないこととする。
- 3) 受注者は、発注者から収集運搬、処分を委託された低濃度PCB 廃棄物等の抜油・解体、収集運搬、処分業務を第三者に再委託してはならない。
- 4) 受注者は、万が一作業中に低濃度PCB廃棄物等からPCBが漏れ出したときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従い適正に処置すること。また、処置に要する費用については、受注者が負担すること。

5 適正処理に必要な情報

発注者は、低濃度PCB廃棄物等の適正な処理のため必要な次の情報を受注者に提供する。

- (1) 低濃度PCB廃棄物等の性状及び荷姿に関する事項
- (2) 通常の保管状況の下での腐食、低濃度PCB廃棄物等の性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- (4) その他低濃度PCB廃棄物等を取り扱う際に注意すべき事項

6 低濃度PCB廃棄物等の保管場所

大阪市西淀川区御幣島3丁目13番3号 大阪市立西淀川区民ホール(2階電気室)

7 業務の対象となる低濃度PCB廃棄物等の種類、内容及び保管状況

別紙1・別紙2のとおり。

8 受注者の資格

「廃掃法」第14条の4第6項又は、第15条の4の4第1項の規定による許可・認可を受けた者のうち、低濃度PCB廃棄物の絶縁油、コンデンサ、汚染物等の全てを処分出来る者であること。

9 資格の確認

受注者は、発注者が委託する収集運搬・処分業務が履行可能であることを示すものとして、事業の範囲について別紙3及び別紙4に記載したうえで、「廃掃法」に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可証又は低濃度PCB廃棄物の無害化処理の認定証の写しとともに契約締結時に提出すること。なお、許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出すること。

10 業務内容

(1) 収集(搬出)

- ・ 保管場所に所在のコンデンサについては取り外した状態でコンテナボックス内に保管されている。(別紙1・2参照)。
- ・ 受注者は保管場所から運搬用車両に搬出する。搬出経路は別紙5-1・5-2のとおり。

(2) 運搬

保管場所から、運搬用車両により受注者の処理施設まで運搬し、積み降ろしを行う。
なお、収集運搬過程において、低濃度PCB廃棄物等の積替えは行わないものとする。

(3) 処分

低濃度PCB廃棄物等を焼却、洗浄等にて無害化処理を行い、機器筐体のほか汚染ウエス類を含む全てを再生資源化又は最終処分すること。

11 電子情報処理組織(電子マニフェストの利用)の利用

- (1) 受注者は、運搬及び処分終了後、法第12条の5第1項の規定により電子情報処理組織利用事業者が使用する電子情報処理組織(以下「電子マニフェストシステム」という。)により報告を行うこと。
- (2) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者に提示すること。
- (3) 受注者は、電子マニフェストシステムの運用について関係法令に基づき適正に行うこと。

12 その他

- (1) 受注者は契約締結後14日以内に業務工程表を作成し発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者は業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者に変更したときも、同様とする。
- (3) 受注者は、本業務の実施にあたり疑問が生じたときは、発注者の指示を受けること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、受注者と発注者で協議するものとする。
- (5) 業務責任者は、契約後速やかに実施方法、実施時期等について発注者との打合せを行い、必要な手続きを進めること。
- (6) 本業務に関する法令、条例及び規則等を遵守し、諸官公庁の手続きが必要な場合は遅滞なく受注者の費用で行うものとする。
- (7) 本業務の実施に際し、受注者は事故防止に十分注意し、事故が発生した場合は、一切の責任を負うこと。
- (8) 低濃度PCB廃棄物等保管場所の作業時間帯、駐車場所及び駐車時間帯などについては、事前に発注者と協議の上決定するものとする。
- (9) 周辺住民等から苦情が発生した場合には誠意を持って苦情解決に努めること。
- (10) 受注者は、業務が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

別紙 1

No	施設名称	種類	製造 番号	メーカー	製造年 (年)	型式	総重量 (kg)	PCB (mg /kg)	奥行 (cm)	幅 (cm)	高さ (cm)	備考
1	大阪市立西淀川区民ホール (大阪市西淀川区御幣島3-13-3)	コンデ ンサ	SW 42555	日本コンデ ンサ工業株 式会社	1975	NEF- 66010R	約10kg	3.7				
2	大阪市立西淀川区民ホール (大阪市西淀川区御幣島3-13-3)	コンテ ナボッ クス					約2kg		45 cm	60 cm	50cm	保管容器

別紙2



1 収集・運搬に関する事業範囲
(積み込み場所)

許可都道府県・政令市 : _____

許可の有効期限 : _____

事業の範囲 : _____

許可の条件 : _____

許可番号 : _____

(積み降ろし場所)

許可都道府県・政令市 : _____

許可の有効期限 : _____

事業の範囲 : _____

許可の条件 : _____

許可番号 : _____

1 処分に関する事業範囲

【特別産業廃棄物】

許可都道府県・政令市 : _____

許可の有効期限 : _____

事業の範囲 : _____

許可の条件 : _____

許可番号 : _____

2 処分する場所の所在地、処分方法、施設の処理能力

受注者は、廃PCB等、PCB汚染物を次のとおり処分する。

事業場の名称 : _____

所在地 : _____

処分又は再生の方法 : _____

施設の処理能力 : _____

3 終処分する事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

(前項の処分より全量再生または最終処分された場合には記載不要)

事業場の名称 : _____

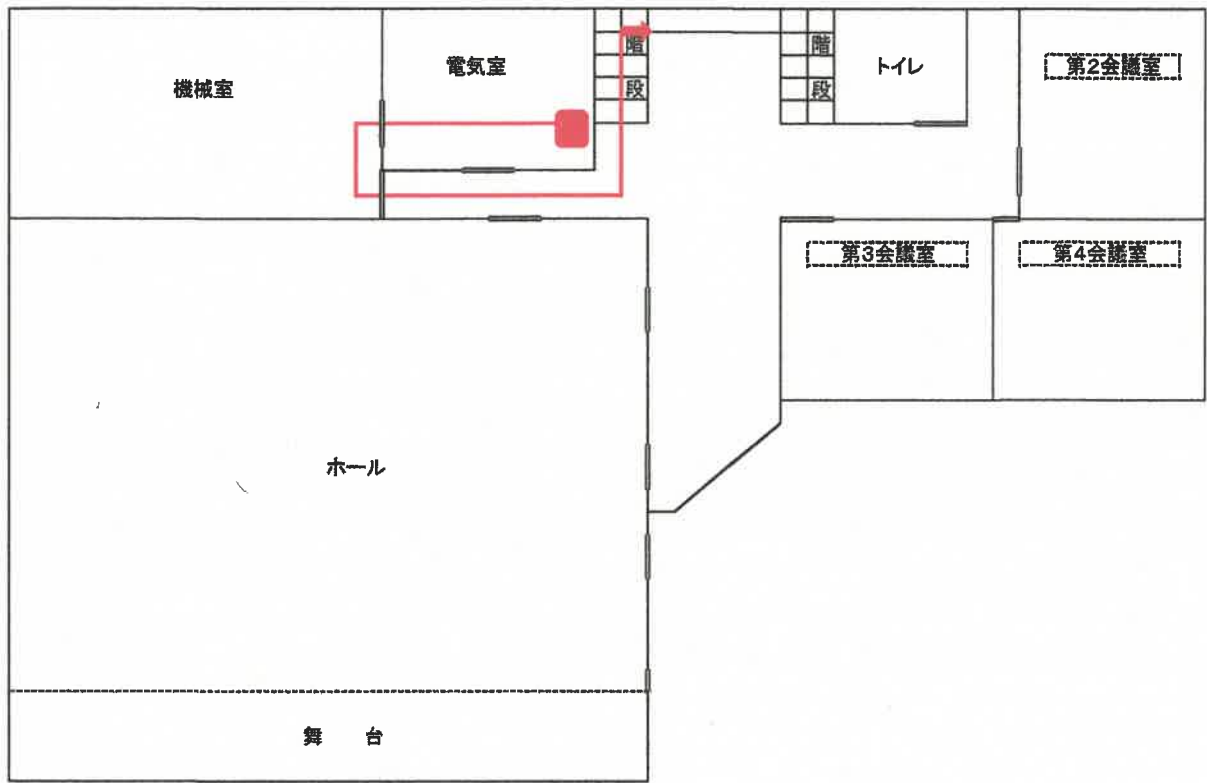
所在地 : _____

処分又は再生の方法 : _____

施設の処理能力 : _____

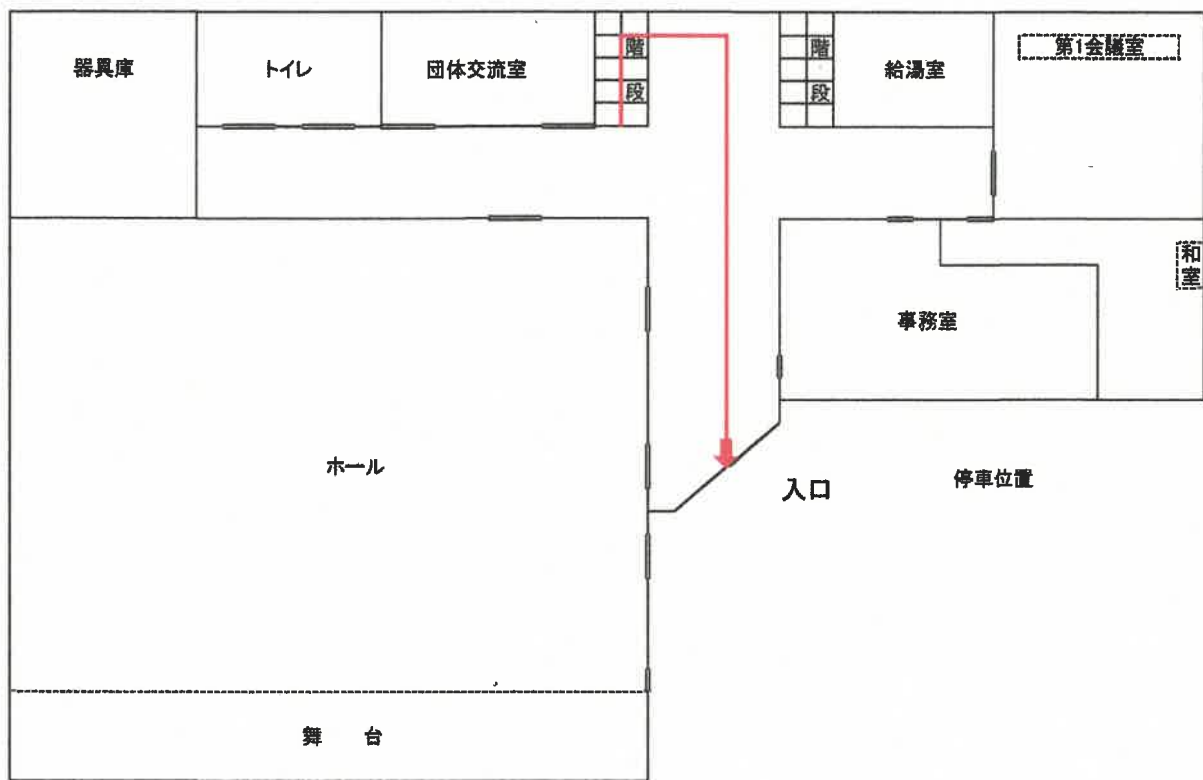
西淀川区民ホール（2階）平面図

別紙5-1



西淀川区民ホール（1階）平面図

別紙5-2



【 再委託に係る特記仕様書 】

- 1 業務委託契約書(経常型)第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1)委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2)低濃度PCB 廃棄物等の抜油・解体・収集運搬・処分業務

- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- 5 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

車両使用に係る特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

車両使用に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（西淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（西淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

不適正な契約事案の再発防止対策における特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の総務課（連絡先：06-6478-9625）に報告しなければならない。